

報道資料 1

平成 28 年 4 月 8 日

報道機関各位

営業戦略室長



三条市
SANJO CITY

三条市が「こくわ酒」特区に認定されました

構造改革特別区域計画（第 39 回認定）において、三条市が「こくわ酒」特区に認定されました。今後、当市の新たな地域資源として「こくわ酒」を活用し、魅力発信の取組につなげてまいります。

- 1 特区の名称 三条市「こくわ酒」特区
- 2 特区の範囲 三条市全域
- 3 規制緩和の内容

「こくわ」を原料とした果実酒を製造して販売や提供を行う場合の最低製造量基準が緩和されます。

(1) 製造事業者による販売における最低製造量基準・・・低減（リキュール：1キロℓ 果実酒：2キロℓ）

(2) 特定農業者（農家レストラン等）の提供における最低製造量基準・・・無し
※特区認定による規制緩和がない場合、最低製造数量基準 6 キロℓ 以上をクリアしないと果実酒を製造できません。

- 4 特区の認定日 平成 28 年 3 月 30 日
- 5 今後の取組

事業者が税務署へ酒類製造免許を申請し、免許を取得後に「こくわ酒」の販売や提供が行われる予定です。

【「こくわ」とは】

サルナシと呼ばれ、高冷山間地を好む野生種を改良し、平地でも栽培されるマタタビ種をつる性落葉樹です。見た目はキウイフルーツに似た小さな果実ですが、完熟すると糖度が 25 度にもなり、味は甘く、香りは芳醇です。



担当：営業戦略室 山田（綾）・内山
電話：0256-34-5603